

### 1. 改正の概要

- ・営業権、資産調整勘定、負債調整勘定(以下、「営業権等」といいます。))について、発生年度の償却限度額の計算方法が見直されます。
- ・所得税についても同様の改正が行われます(営業権)。

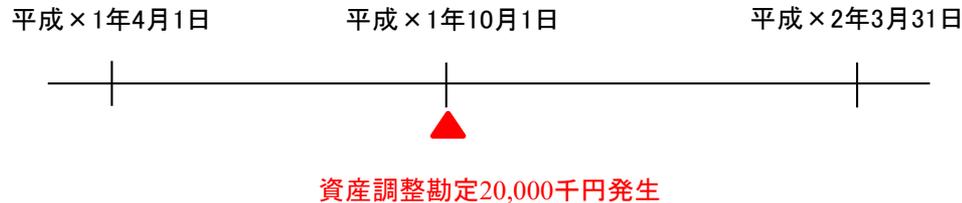
内容	改正前	改正案
営業権等の償却限度額の月数按分 (発生年度)	不要(事業年度の月数)	要(発生の日から事業年度終了の日までの月数)

○改正時期は、大綱段階では不明

### 2. 実務上の留意点

- ・営業権等が発生した事業年度における償却限度額の計算は、発生の時期に関わらず、法人の事業年度を基礎に行われていた(月数按分をしない)。
- 今回の改正により、営業権等が発生した時期に応じて月数按分を行う必要があり、従来と計算方法が変わるため留意が必要である。

#### ■3月決算法人の計算例



#### 発生初年度の償却限度額

##### ■改正前

$$20,000千円 \times 12/60 = 4,000千円$$

##### ■改正案

$$20,000千円 \times 6/60 = 2,000千円$$